

第1回北海道人権施策推進懇談会 議事録

1 開催日時

令和7年(2025年)7月24日(木) 13:30~15:30

2 開催場所

かでる2・7 810B会議室

3 出席者

(構成員：五十音順)

札幌弁護士会 人権擁護委員会委員	伊藤 絢子
北海道小学校長会事務局幹事 札幌市立東山小学校校長	片山 俊明
北海道新聞執行役員 みらい教育推進室長	斉川 誠太郎
北海道社会保険労務士会副会長	新堀 裕幸
NPO 法人北海道レインボー・リソースセンターL-Port 代表理事	中谷 衣里
北海学園大学法務特任教授 北海道大学名誉教授	松久 三四彦

(オブザーバー)

札幌法務局人権擁護部 人権擁護専門官	富永 洋平
--------------------	-------

(事務局)

環境生活部くらし安全局	局長	高木 順一
環境生活部くらし安全局道民生活課	課長	家山 正吾
	課長補佐	三宮 賢豊
	係長	中村 由紀
	主任	鳥井 恭吾

1. 開 会

○事務局（家山課長） 定刻となりましたので、第1回北海道人権施策推進懇談会を始めさせていただきます。

私は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課長の家山と申します。

今日の議事の2番目にございます議長の選出までの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、くらし安全局長の高木から、開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

○事務局（高木局長） くらし安全局長の高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、第1回目の懇談会の開催に当たりまして、私どもの都合により、日程を再調整させていただき、皆様に大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

また、日頃より本道の人権施策の推進にご理解とご協力を賜り、このたび、本懇談会へのご参画を快くお引き受けいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

道では、平成15年3月に本道の実情に即した人権教育や人権啓発に関する施策を推進するための北海道人権施策推進基本方針を策定しまして、令和3年7月の改定を経ながら、道民の皆様が互いの個性や人格を尊重し合い、人権が尊重される地域社会づくりに取り組んできたところでございます。

前回の改定から約5年が経過しまして、この基本方針の見直しに当たりましては、家庭、学校、職場、地域社会など、様々な場面における人権課題に精通された専門家の皆様からのご意見を幅広く伺う必要があるため、本懇談会を設置させていただいたところでございます。

人権をめぐる昨今の情勢としましては、依然として女性に対する暴力、子どもへの虐待などが発生しているほか、インターネット上の誹謗中傷がアイヌの人たちや外国人等の様々な人たちに対して向けられるなどの問題、性的マイノリティーの人たちに関しては、令和5年にLGBT理解増進法が制定されましたほか、いわゆる同性婚訴訟においても各地の高等裁判所で違憲判断が出されました。

こうした様々な情勢なども踏まえ、このたび見直し検討をスタートすることとしましたので、本道における人権施策の基本的な方向性や施策の在り方について、ぜひ皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長） それでは、議事に入ります前に、本日お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

○事務局（中村係長） 次第の下のように配付資料が書かれておりますので、順番にご説明します。

まず、出席者名簿、配席図、次に、資料1の北海道人権施策推進懇談会開催要領、資料

2の北海道人権施策推進基本方針の見直しについて、資料3の北海道人権施策推進基本方針の概要、資料4の北海道人権施策推進基本方針と各部の関連計画との関係、資料5の北海道人権施策推進基本方針の関連施策の推進状況（R4～6）、資料6－1から資料6－3にはA4判とA3判の資料、北海道人権施策推進基本方針の見直しの視点等について、参考資料として現行の北海道人権施策推進基本方針と今年の6月に改定されました国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）をお手元にお配りしております。

お手元がない方がいらっしゃいましたらお配りします。

○事務局（家山課長） この後、資料が不足していることにお気づきになられたら、随時お知らせいただきたいと思います。

本日、この懇談会は第1回目ということもございますので、まず初めに、ご出席の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

この懇談会は7名の方々にご参画いただいております、本日は6名の皆様にご出席をいただいております。

ご出席の皆様におかれましては、お名前をお呼びしますので、自己紹介と併せて人権に係る所見を一言ずつご発言いただきたいと思います。

名簿の順に従って、初めに、北海学園大学法務特任教授であり北海道大学名誉教授の松久三四彦様、よろしくお願いします。

○松久氏 松久でございます。

私は、長く大学で財産関係、家族関係を広く規律する民法を専攻してまいりました。基本的人権は憲法の規律するところですが、民法におきましても、憲法の定める基本権、例えば、憲法13条が定める個人の尊重、自由権との関係で契約自由の原則とその制約を考えるべきであるなどと言われるようになり、さらに、憲法14条の法の下での平等との関係で相続権などが問題とされてきました。このように、私の専門とする分野におきましても基本的人権の考察は密接につながっております。

最近では、旧優生保護法訴訟あるいはB型肝炎訴訟などにおきまして、被害者、原告側からの依頼を受けて裁判所に対する意見書を幾つか書く機会がございました。また、人権に関係する社会活動の面では、金沢大学に勤めておりましたときに金沢市男女共同参画型社会づくり懇話会に関わらせていただき、同僚とともに市のパンフレット作成にも携わりました。

さらに、札幌市のアイヌ施策推進委員会に2期6年関わらせていただきました。また、5年前の北海道人権施策推進懇談会では多くの団体からお話を伺う貴重な機会をいただきました。

今回、改めて北海道の人権施策推進について勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長） 続きまして、北海道小学校長会事務局幹事であり札幌市立東山小学校長の片山俊明様、よろしくお願いいたします。

○片山氏 私は、小学校校長会に今年から所属していきまして、事務局代表幹事ということで校長会の代表として参加させていただいています。人権の専門家ではないのですが、学校現場からのお話ができるという立場での参加だと承知しております。

今、学校が一番力を入れているところは、報道等で皆様もご存じのように、いじめ問題の早期解決です。札幌市では、いろいろなソーシャルネットワークサービスもありますし、子どもが1人1台、端末を使えるようになっていきます。昔ですと、朝に担任が出欠を取ったりしていたのですけれども、アプリを使って今日のあなたの気持ちはどうですかというもの把握し、子どもが送っているサインを早期にキャッチする仕組みを導入しています。そして、組織的な対応ができるように、いじめの対策委員会を月1回定例で開催しているほか、臨時でも随時開催することに取り組んでいるところです。

学校現場では、子どもに関するもののほか、職場ですので、職員のパワハラやセクハラもあります。最近カスタマーハラスメントという言葉も出てきているのですけれども、私が最近気になっているのは休職者が非常に多いことです。令和6年度の休職者の人数がここ数年の中で最大になっていますが、そのうちの7割が精神疾患ということで、現場で何かよい対策はないかなと苦慮しているところです。

現場から発信できることがあればいろいろお伝えしたいと思いますし、私も人権に関し、てしっかり勉強できる機会になると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長） 続きまして、札幌弁護士会人権擁護委員会委員の伊藤絢子様、よろしく願いいたします。

○伊藤氏 初めまして。弁護士の伊藤絢子と申します。

私は、札幌弁護士会人権擁護委員会の委員を務めております。昨年、札幌市で開催されましたハンセン病市民学会にも関わらせていただきました。また、弁護士会の会務といたしましては、憲法委員会に長く所属しておりまして、憲法上の問題点を討議したり、市民の皆さんと憲法に関する問題について一緒に考えるような企画に多く取り組んでまいりました。

日々の弁護士業務の中で様々な人権課題が見えてきます。最近の社会はますます複雑化、多様化していると日々感じていますし、時代の変化とともに、常に新しい人権課題が発生してくるということも肌で感じているところです。

このような社会情勢にありまして、多様性が十分に尊重され、誰もが自分らしく生きられる地域社会であるためには、道に期待される役割は非常に大きいものだと感じております。

今回は、人権施策推進基本方針の見直しに微力を尽くさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長） 続きまして、北海道社会保険労務士会副会長の新堀裕幸様、よろしく願いいたします。

○新堀氏 ただいまご紹介にあずかりました新堀と申します。

私ども社会保険労務士は、労働関係諸法令、社会保障諸法令に関わる様々な業務を取り扱っている国家資格者でございます。北海道に1,400名弱がおりまして、日々、企業様や労働者の方々に向き合い、いろいろな関連業務をしております。

昨今、お聞きになったこともあるかと思うのですが、ビジネスと人権という切り口で、職場における労働関係の問題は当然のことですが、企業様に関連するステークホルダーの方々のところまで守備範囲を広げた人権に関わることを企業が責任を持って尽くさなければいけないという指針の下、ILO駐日事務所の方々のご協力を得まして、全国で六百有余名のBHR推進社労士を育成し、実戦配備したところでございます。

ちなみに、BHRというのは、ビジネス・アンド・ヒューマン・ライツの略称でございます。実戦配備してまだ間もないので、まだまだ活躍はできておりませんが、今後、それらの分野で力強い歩みをしていきたいと考えております。

ところで、私ども社会保険労務士会では、労働者の方々や企業の方々からの労働相談を電話あるいは対面で行っておりまして、年間に相当程度の相談業務をこなしております。また、北海道様におかれましては、労働相談の委託事業を請け負っているとともに、今回、北海道様でカスタマーハラスメントの条例ができて、4月1日より労働相談の名称を改め、カスタマーハラスメントと労働相談交流委託事業という名称で進めさせていただいて、体制を強化しているところでございます。

今までお話ししましたように、専門分野におきましては微力ながら尽くしてまいりますので、お勉強もさせていただきますし、いろいろと聞いていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長） 続きまして、北海道新聞社執行役員であり、みらい教育推進室長の斉川誠太郎様、お願いいたします。

○斉川氏 北海道新聞の斉川と申します。

私の前々任者が前回の見直しの際にお手伝いをさせていただいたということでお声かけをいただきました。浅学非才の身ではございますが、お役に立てるよう、頑張ってみようと思います。

私は、今年で社歴がちょうど40年になります。道内の支社や支局の勤務が結構多かったのですが、そのほかに東京で3回ほど、現役記者やデスク、東京編集局長など立場は変わりながら、中央政界や省庁などの取材もさせていただきました。

また、道庁さんとのお付き合いということでいうと、1998年3月から2000年9月まで道政記者クラブに所属させていただきました。最後にキャップもやりました。当時は第1次堀道政から第2次堀道政に移る頃で、その頃にお世話になった方々は皆さんOBになっていたり、議員ですと私がお名前を存じ上げているのは議長ぐらいだったり、そのような感じでした。当時は取材する立場でしたが、こういう席に呼んでいただくことになりまして、感慨深いものを感じております。

今回、日程がずれ込んだことは、かえってよかったのではないかと私は思っております。といいますのも、この間、投開票が終わりました参議院選挙の中で、外国人政策やインターネットによる人権侵害といった非常に今日的なテーマがいろいろと浮き彫りになったのではないかと感じているからです。その辺を議論の中で取り込んで、新しい基本方針をブラッシュアップして練り上げていければとてもいいのではないかと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長） 最後に、NPO法人北海道レインボー・リソースセンターL－P o r t 代表理事の中谷衣里様、よろしくお願いいたします。

○中谷氏 NPO人北海道レインボー・リソースセンターL－P o r t 代表理事の中谷衣里と申します。

私は、L－P o r t という団体で6年ぐらい活動しております。今日の出席者名簿の区分の中にも書いているのですが、私自身も性的マイノリティーの当事者であり、かつ、私以外の性的マイノリティーの当事者の方を支援する活動を日々行っております。

北海道でこの団体ができたのが2012年の頃でした。そこから13年ぐらいがたちまして、日本全国の世界情勢も、また、世界的に見た社会情勢も大きく変わりつつある中で、北海道においても、人権施策推進基本方針をはじめとして、性的マイノリティーだけではなく、様々な属性を持つ方がきちんとその人の人権を尊重され、その人として生きていけるような社会にするにはどうしたらいいのかということを考える機会を今回いただけたように感じており、とてもうれしく思っております。

私には女性のパートナーがおりまして、私自身も女性が好きなレズビアンの方の当事者であることを自認しております。今ご説明したL－P o r t の活動のほか、結婚の自由をすべての人に訴訟、通称・同性婚裁判の札幌地裁、札幌高裁での原告もしておりまして、札幌地裁・高裁では違憲判決が出たとても喜ばしい訴訟にも立ち会うことができました。

自分自身の生活の経験や裁判の状況、あるいは、そのほかの性的マイノリティーの方の生活を日々見ている中で、裁判の中で違憲判決が出るということもそうですが、このような人権推進の基本方針の中で、令和3年7月12日には、道民の皆様へということで知事の鈴木直道さんが性的マイノリティーのこともきちんと明記してくださって、制度あるいは指針において、性的マイノリティーも北海道とともに住んでいる道民の一人だよねということをきちんと明記していただけるのは本当に喜ばしいことだと思っていますし、自分自身も当事者としてとても励まされるなと思っています。

ですから、このような基本方針を再検討する場に当事者の一人として呼んでいただけたことをとてもうれしく思っておりますし、そのほかのいろいろなマイノリティーの属性を生きる方や人権尊重に向けた取り組みを進めていくべき方々について勉強させていただける機会になるのかなと思っています。

これから、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長） この懇談会には、もうお一方、北海道人権擁護委員連合会の田端

綾子様にご参画をいただいておりますけれども、今日は業務の都合によりましてご欠席されておりますことをご報告させていただきます。

また、本日の懇談会には、オブザーバーとして、札幌法務局の富永人権擁護専門官にもご出席いただいておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

2. 議 事

○事務局（家山課長） それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、北海道人権施策推進懇談会につきまして、資料1により私からご説明させていただきます。

資料1は、この懇談会の開催要領になります。

この懇談会につきましては、前回改定しました令和3年7月から5年が経過した基本方針の見直しに当たりまして、専門的な見地から広くご意見を頂戴するため、資料1の2枚目についている別紙に記載している7分野の有識者の皆様による構成で開催させていただくものでございます。

基本方針の見直しスケジュールは後ほどご説明をさせていただきますけれども、この後の骨子案や原案、素案といった各段階でご意見をいただきたいと考えておりまして、今回を含め、来年3月の改正方針決定までに5回程度の開催を予定しておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、この懇談会は公開で開催しまして、会議資料及び議事録につきましても道のホームページで公表することとしておりますので、あらかじめご承知おきを願います。

説明は以上になりますけれども、何かご質問などはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（家山課長） それでは、次に進めさせていただきます。

続いて、議事2の座長の選出についてです。

この懇談会の議事進行を務めていただきます座長を選出したいと存じます。

座長の選出につきましては、資料1の開催要領の4の運営の（2）にございますとおり、必要に応じて懇談会に座長を置き、道の環境生活部長が指名するとされております。

人権問題に関する研究者であり、前回改定時の懇談会で座長をお務めいただいた松久様をご指名したいと存じますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（家山課長） それでは、松久先生に座長をお願いしたいと思います。

ここからの進行は、松久座長、よろしくお願いいたします。

○松久座長 僭越ではございますが、座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

議事3の北海道人権施策推進基本方針の見直しについて事務局から説明をお願いいたし

ます。

○事務局（三宮課長補佐） 北海道環境生活部道民生活課の三宮と申します。

北海道人権施策推進基本方針の見直しについて、私からご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

北海道人権施策推進基本方針の見直しについて、資料2を説明しながら、資料3から資料6－3のほか、参考資料も併せてご説明したいと思っております。

まず、1の北海道人権施策推進基本方針についてです。

この基本方針については、本道の実情に即した人権教育、人権啓発に関する施策を推進するため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を踏まえ、平成15年3月に策定しております。

令和3年7月に改定を行いまして、今後は、道民の意見を聞きながら、人権を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、5年を目安に必要な見直しを実施することとしております。

本日、皆様のお手元に、参考資料として、令和3年に改定しました現行の基本方針の冊子もお配りしております。

資料に戻りまして、（1）の根拠ですが、この基本方針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づき、本道の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、地方公共団体の責務を表すものでございます。

次に、（2）の性格ですが、道の人権施策に関連する諸計画が準拠すべき基本指針として、道政における人権施策の基本的な考え方を示したものでございます。道の各部局については、この基本方針に準拠し、策定している個別計画に基づき、具体的な施策を実施しております。

次に、（3）の構成ですが、資料3の北海道人権施策基本方針の概要をご覧ください。

まず、第1章では、策定の背景、道の人権施策の基本的な考え方を示しております。

次に、1枚めくっていただきまして、第2章では、分野別施策の推進として、道が重点的に取り組む人権課題である女性、子ども、高齢者などの12分野について記載しております。

資料3では施策の展開方向のみ抜粋しておりますので、参考資料としてお配りしている現行の方針の冊子の6ページをご覧ください。

例えば、12分野のうちの1の女性の分野を書いておりますけれども、本文では、現状とこれまでの取組、課題、施策の展開方向の順で記載しております。基本的には、ほかの11分野についてもこういう順番で整理して記載しておりますので、お目通しいただければと考えております。

続きまして、現行の方針の36ページをご覧ください。

第3章では、人権施策の総合的・効果的な推進方策の1のあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進では、道民一人一人が人権について正しい理解と認識を深めるよう啓発を行うとともに、人権への配慮が態度や日常生活での行動に現れるように、家庭や学校、地域社

会、企業など、あらゆる場を通じて教育啓発を進めることを記載しております。

続いて、41 ページをご覧ください。

2 の効果的な人権教育・啓発の推進では、効果的な啓発方法として、対象となる年齢層に沿った創意工夫を凝らした人権教育・啓発を進めることなどを記載しているところです。

最後に、43 ページをご覧ください。

3 の推進体制の整備では、人権教育・啓発の効果的な推進や人権に係る様々な重要課題に的確に対応するため、道の推進体制や国、市町村、民間団体との連携など、基本方針に沿って道政のあらゆる分野で組織横断的な連携を図り、人権施策を積極的に推進することとしております。

なお、道の推進体制につきましては、資料2の1ページの(4)に記載しているとおり、知事を本部長とする北海道人権施策推進本部を設置し、道政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進することとしております。

次に、資料2に戻りまして、2の施策の推進状況についてです。

先ほど申し上げましたけれども、道における人権施策は、各部局が基本方針に準拠して策定している個別計画に基づき、各種の取組を実施しているところでございます。各部局の取組状況については、毎年度、先ほど申し上げました北海道人権施策推進本部において施策の推進状況の点検を行うほか、基本方針に関連する計画の策定や改廃状況を把握しているところでございます。

続きまして、資料4をご覧ください。

資料4は、各部局の個別計画が基本方針のどの分野と関連しているかを整理したものです。

1 ページの上の項目を見ていただきまして、左から、現行の基本方針の章、その次に分野で分けており、その次の欄は第2章における施策の展開方向または第3章の施策の方向性の項目を書いております。その次に各部局の関連する個別計画を記載しております。

計画によりましては、基本方針との関連が多岐にわたるものも多くあり、そのような計画は2か所目のところから「【再掲】」と表示しております。

次の欄の人権施策基本方針の関連施策の欄に記載している括弧の数字は、二つ左の欄の第2章であれば施策の展開方向、第3章であれば施策の方向性になりますが、その項目の番号でございまして、個別計画がどの施策と関連しているかを示しております。

資料4は、このような内容で現行の基本方針と各部の個別計画との関連を取りまとめた資料となっております。

次に、資料5をご覧ください。

各分野別の全庁的な関連施策の令和3年7月の改定以降、令和4年度から昨年度までの推進状況を取りまとめたものになります。

1 枚目をご覧ください。

まず、第2章－1 ページから第2章－12 ページまでは現行の基本方針の第2章に係る

るものになりまして、項目の分け方としては、左から言いますと、女性、子ども、高齢者などの分野ごと、その次に施策の展開方向、その次の事業・施策等の欄に各部局で実施している事業名を記載しており、その次に事業内容を記載しております。

ページが飛びまして、13 ページの第 3 章－ 1 からは第 3 章に関するものとなっております。ここでは、左の欄から行きますと、基本計画に掲げている大項目、中項目で分けておりまして、続いて、事業・施策等の欄に各部局で実施している事業名、その次の欄に事業内容を記載しております。

資料 5 につきましても、資料 4 と同様に、事業において基本計画との関連が多岐にわたるものが多くありますので、そのような事業は 2 回目に出てくるところからは「【再掲】」と表記し、その次に、一番最初に記載している分野、施策の展開方向の項目の番号を記載させていただきます。

資料の見方として例を挙げますと、第 2 章－ 1 ページに戻っていただきまして、1 の(1)に男女平等参画社会づくり推進事業費がございますが、これは、令和 4 年度の欄に説明の記載がございまして、令和 5 年度、6 年度の欄が同左となっておりますので、令和 4 年度から昨年度まで継続している事業になります。

次に、2 枚めくっていただきまして、第 2 章－ 3 ページの 2 の(2)の上から 2 番目のいじめ等対策総合推進事業につきましては、平成 4 年度の事業内容に、令和 5 年度には二つ目のボツの大学教授、心理福祉専門家等によるウェブカウンセリングが加わりまして、さらに一番下には、いじめ問題緊急支援チームというメニューが追加されております。さらに、右側の 6 年度の欄に行きますと、先ほどのボツの二つ目のカウンセリングのメニューがなくなりましたが、緊急チームは継続しているというように、年度によって見直しをしながら動いていることが見えてくると思います。

次に、枚数はかなり進みますが、第 2 章－ 10 ページの 10 の(1)性の多様性に関する理解促進事業費につきましては、令和 5 年度からの新規事業でございます。そのため、令和 4 年度の欄には横棒を記入し、その年度は事業を実施していませんということを表しております。5 年度以降に事業の内容を記載しておりますので、5 年度以降、継続して実施しているという見方をしていただければと思います。

表はこのような見方をしていただき、ご質問があればお受けしたいと思っております。

このように、全体的に関連・事業施策を見ていきますと、各部局でやっている個々の事業では、事業の見直しや内容の変更、もしくは終了したものがございますけれども、女性や子ども、高齢者、性的マイノリティー、アイヌの人たちなどの 12 の分野ごとで見ると、その多くは人権啓発、人権配慮などの事業が必要との判断から長く継続していることが確認できるものでございます。

資料 5 は、このような内容で現行の基本方針の関連施策の推進状況を取りまとめた資料となります。

次に、資料 2 に戻っていただきまして、2 ページの 3 の方針の見直しに当たっての視点

などから５のスケジュールまでを一括して説明させていただきます。

まず、見直しに当たっての視点などについてです。

先ほど申し上げました推進本部での毎年度の施策の点検、進捗管理を踏まえまして、次のとおり整理しております。

まず、（１）では、前回改定から基本方針に基づき施策を推進してきたが、女性に対する暴力や子どもへの虐待、ネットによる人権侵害、性的マイノリティーへの関心の高まりなど、人権を取り巻く状況は複雑・多様化、（２）では、ネット上の誹謗中傷などに迅速に対応するための情報流通プラットフォーム対処法や、ＬＧＢＴ理解増進法など、人権に係る法改正の状況やＳＮＳの利用普及による誹謗中傷等の人権侵害が各分野にわたって問題化しているなどの社会情勢変化等を踏まえるとともに、令和７年６月に改定しております国の基本計画（第二次）の見直し内容を勘案、（３）では、これまで取組を進めてきた現行の１２分野については、依然として偏見や差別などの人権侵害が存在している状況であることから、こうした課題への対応が必要、（４）では、人権に係る今日的な課題や分野別の個別計画等を踏まえ、現状を確認の上、取り組むべき課題や施策の展開方向等を整理しております。

次に、４の見直しの進め方についてです。

（１）の北海道人権施策推進本部幹事会で検討、（２）の幹事会での検討内容について北海道人権施策推進懇談会から意見聴取、（３）の道民意識調査の結果反映、（４）のパブリックコメントの募集、（５）の市町村意見の紹介という進め方を考えております。

次に、５のスケジュールについてです。

令和７年７月の第１回懇談会は、今回開催させていただいている懇談会です。先ほど課長からもお話があったと思うのですが、改正方針決定までに５回程度の開催を考えております。８月、９月、１１月、１月を考えておりますが、中には書面の開催も考えられると思っておりますので、その辺はまたご連絡したいと思います。

ここからは道側の話になりますけれども、９月には改正の骨子案を議会に報告し、１１月には改正素案の議会報告、それを終えたら、パブリックコメントの募集と市町村に意見照会をしたいと考えております。年が明けまして令和８年２月には改正案の議会報告ということで、このときにはパブリックコメントも終了し、整理している状況でございます。最後に、３月には改正方針決定という流れを考えているところでございます。

資料６－１につきましては、資料２の２ページの内容をそのまま貼り付けていますので、説明は省略させていただきたいと思います。

次に、資料６－２をご覧ください。

現行の基本方針の構成を改めて資料としてつけさせていただいているものです。

第２章の分野別施策推進の令和３年の改定で改めたところを簡単に説明させていただきます。

まず、７のＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等を令和３年の改正のときに表記を変えてお

ります。その前までは、H I Vのみの表記だったのですが、令和3年の改正の際にハンセン病も明記しました。

次に、8の犯罪被害者等、9の犯罪をした人等、10の性的マイノリティという項目については、それ以前まではその他の中の一つの項目だったのですが、令和3年の改正を機に個別に項目立てしたものでございます。

次に、11のインターネットによる人権侵害は、令和3年の改定の際に新規で項目立てしたのになります。

12のその他の中の(2)の北朝鮮による拉致問題、(3)の災害に伴う人権問題、(4)のホームレスについても、その他の中ではございますが、新しく明記して項目立てしました。

次に、資料2に戻っていただきまして、3ページの参考をご覧ください。

国の見直しのポイントは、人権侵害を受けやすい人々を15分野にグループ化して施策を推進する手法は維持すること、インターネット上の人権侵害については個別の人権課題のいずれも密接かつ横断的に関連する人権課題として位置づけを整理することです。

次に、国の計画の見直し内容と道の現行の基本方針との関係についてです。

国の個別の課題を見ていきますと、新規でインターネットのものなどが上がってきているのですが、現行の道の基本方針の分野別の施策を見ても、表現や項目の位置づけなどはいろいろあるかもしれませんが、基本的には対応できていることが見えてくると思います。

次に、資料6-3をご覧ください。

この資料は、先ほどの方針の見直しに当たっての視点などでご説明したとおり、人権に係る法改正の状況や社会情勢の変化などから、今回の改正に当たって道としてどのような見直しの視点で検討するかを取りまとめたものです。

項目は、表の左から、分野は現行の道の12分野で分けています。次に、前回の改定の令和3年7月以降の人権に係る法改正の状況などを記載しております。その次に、社会情勢や課題ということで、国や道の計画、調査などからどういう動きになっているのかを書かせていただいております。次に、国の計画の柱立て第2次ですが、これは、国の計画の柱のどこに入っているかを記載しているものです。最後に見直しの視点という形で整理させていただきます。

読み上げになってしまいますけれども、中身を何点かご紹介します。

まず、1の女性についてです。

分野としては女性で、法改正等の部分に関しましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令が改正されていて、同じ法に基づきまして、一般事業主行動計画等に関する条例も新たに改正されたというように、法律などの改定が列記されております。

その次に、社会情勢や課題には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが根強

く存在していること、性犯罪、性暴力、DV、職場におけるセクシュアルハラスメント等による女性への人権侵害は依然として深刻な状況であること、意思決定過程への女性の参加が十分に確保されていないため、災害時に女性のニーズが配慮されていないこと、SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化していることを記載しております。

参考として、内閣府で世論調査を行った結果、女性に関する人権問題だと思ったこととしては、家事は女性など、男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的な取扱いを受けることやセクシュアルハラスメント、女性が管理職になりにくいなど、職場において差別待遇を受けることが高い数字になっている状況です。

国の計画の柱立ての女性に当てはまっており、見直しの視点としましては、固定的な性的役割分担意識や無意識の思い込み、性犯罪、性暴力、セクシュアルハラスメント等、女性への人権侵害が依然として存在していることから、いわゆる女性活躍推進法に基づく省令等の改正などの状況等も踏まえ、さらなる男女平等参画社会の実現に向けた教育啓発などの対応が必要としております。

次に、2の子どもについてです。

前回から変わっている法令としては、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、児童福祉法等の一部を改正する法律、こども基本法などの動きがありました。

社会情勢や課題としましては、学校において児童生徒の暴力行為やいじめの認知件数が高水準で推移していること、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として多い状況であること、道内では生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況であること、SNSやインターネット利用の普及による人権侵害が深刻化していることを記載しています。

なお、インターネットに関することはどの分野にも関わるということで、再掲させていただきます。

道の条例、計画等についてですが、道では、こどもまんなか社会の実現に向けて3本の子どもや青少年の計画があったのですが、それを束ねて北海道こども計画を策定しておりまして、併せてこども基本条例も施行しております。

参考としまして、内閣府の調査によると、子どもの人権侵害に関心があるとした人が43.1%で相変わらず高いようです。また、子どもの人権問題だと思ったこととして、いじめを受けること、いじめ、体罰、虐待について周りの人が気づいているのに何もしないことや虐待を受けていることなどが高い数字になっております。

国の計画の柱立てにも当然子どもが入っていますけれども、見直しの視点としましては、いじめや虐待に関する人権侵害が依然として存在するほか、子ども、若者が個人として尊重され、自分らしく幸せな状態で生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現に向け、北海道こども基本条例や北海道こども計画が施行されたことから、これらの計画等に即した教育啓発などの対応が必要ということです。

最後に、3の高齢者についてです。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されておりまして、社会情勢などとしましては、本道の高齢者の割合は令和2年の国勢調査では31.8%と全国平均を上回っており、高齢化の進行や人口減少により令和19年には国民の3人に1人が65歳以上となる見込みです。また、高齢者の虐待について、依然として深刻な状況であること、また、急速な高齢化の進展に伴って認知症の人が増加していること、SNSやインターネット利用の人権侵害については再掲ということで入れさせていただいております。

同様に内閣府でも世論調査を行っておりまして、悪徳商法や特殊詐欺の被害が多い、病院での看護や介護施設において劣悪な処遇を受けている、高齢者が邪魔者扱いされているなどが高い数字となっております、国の柱立ても同じく高齢者でございます。

見直しの視点としましては、急速な高齢化の進展に伴う認知症の人の増加や虐待問題など、高齢者の人権問題の増加が今後も懸念されることから、いわゆる認知症基本法などの制定内容等も踏まえ、高齢者が生きがいを持って生活できる長寿社会へ向けた意識啓発などの対応が必要ということです。

この後の障がいのある人以降の分野の見直しの視点についても、基本的には依然として偏見や差別などの人権侵害が存在しているということから、継続して教育啓発などの対応が必要となっております、実際にそういうことが必要だと考えているところです。

最後になりますけれども、北海道人権施策推進基本方針の見直しに関し、現行の方針、これまでの取組状況、今回の見直しの視点など、ご説明させていただいたところです。

この後、ご意見やご質問などをいただければと存じます。

また、次回からは、骨子案、方針原案と段階を踏みながらご意見をいただきたいと思いますっております。懇談会の開催もありますけれども、その間に文書でやり取りし、意見をいただいたりすることもあるかもしれません。

当面の都合でタイトなスケジュールになって大変申し訳ないのですが、ご協力をいただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○松久座長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問やご意見等があればお願いいたします。

○斉川氏 組織的な部分の確認ですが、推進本部幹事会というのは道庁内の組織という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（家山課長） 本部は、知事、副知事、部長で構成されておりまして、その下に実務的な作業を担う課長級で構成する幹事会が組織されております。

○斉川氏 了解しました。

○松久座長 現行の基本方針は全3章からなり、豊富な内容が体系的に整備されております。5年を経ようとして、ただいまこれらの見直しの視点について詳しくご説明をいただいたところですが、ほかにございませんか。

○新堀氏 資料を端から端まで見ていないので、聞き漏らしているかもしれないのですけ

れども、先ほど、私がお話ししました北海道庁からお仕事として引き受けさせていただいているカスタマーハラスメントも含めた労働相談など、いわゆる働き方改革や雇用に関するいろいろなマターを改善するものですが、施策の中に実行したものを表現する表記はないのでしょうか。

ちなみに、経済部労働政策局雇用労政課の委託を受けてお仕事をしておりますが、それは対処療法的なものなので、ここに記載されていないのかなと推測するのですけれども、取りまとめをする上でその辺の細かいところまでは記載していないのでしょうか。

もし仮に即答できないのであれば、次回あるいは中間で情報をいただければと思います。

○松久座長 ただいまの点につきまして、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（三宮課長補佐） 今、この資料では、カスハラの関係などがどこに入っているか、見えていないです。申し訳ございません。

担当課が経済部の雇用労政課の事業は、基本的に労働の分野になりまして、基本的に、12分野の中の男女平等や障がい者の雇用の部分などに経済部の事業が入っているので、経済部に確認させていただいてもいいのでしょうか。

○新堀氏 ありがとうございます。

私も実際に労働相談を受けていまして、近々退任する予定ですが、3年ほどやっています。その中で、ハラスメントという切り口が非常に多いですし、先ほど来、お話もありましたように、その他の項目で企業も対象と載っていますが、非常に大きな問題だと思うので、カスタマーハラスメントも含めて目に訴えるような形で表出していただければと思います。

○松久座長 ほかにございませんか。

○新堀氏 「北海道人権施策基本方針」の関連施策の推進状況の第3章の1の中項目（2）の学校の令和4年度以降、6年度までのところに、高校生等を対象に働く者の人権についての研修会の開催と書かれています。具体的にはどのようなことで、どの部署がやっているのか、あるいは、外部委託しているのかに関心があります。

なぜかという、私ども社会保険労務士会でも、依頼があれば、社会保険労務士として、札幌以外ですが、高校あるいは中学に出前授業をしておりますので、ちょっと進んだ話をすれば、道とも連携して事業として進められたらな、あるいは、ご協力できる分野があるのかなと考えての質問でございます。

○事務局（鳥井主任） 今ご質問の事業については、雇用労政課という課が所管しております。まず、高校から依頼を受けまして、それについて弁護士や大学教授等の専門家を派遣し、ワークルールといいますか、基本的な人権を守るための労働法など、授業では習わない法律等を働く前の高校生にお伝えするという事業になっております。

この事業については、規模を広げたいという話を担当課から伺っておりますので、機会がありましたらお声かけがあるかと思っております。

○新堀氏 ありがとうございます。私どもも、社会保険労務士としての職域の拡大を事業

として考えておりますので、ぜひともお気軽にお声がけいただければと思います。よろしくお伝えください。

○事務局（鳥井主任） 承知しました。

○松久座長 ほかにございませんか。

○中谷氏 性的マイノリティーに係る部分と全体に係る部分について、質問なのか意見なのか微妙なところですけども、何点かお話しさせていただきたいと思います。

まず、性的マイノリティーについてです。

性の多様性に関する正しい理解を深めよう、広めようといったことが多く記載されていると感じました。その中で、まだまだ性的マイノリティーへの偏見や差別、無理解に基づくSNSあるいは日常生活等での差別的な発言や偏見などがあるということから、理解や啓発も当然重要ですけども、それだけではなく、行政が主導して、例えば、現在、無理解や差別、偏見などに悩んでいる当事者の方の支援をもう少し拡充してみてもどうかと考えています。

具体的には、私たちの団体もそうですが、民間では性的マイノリティーの当事者に向けた電話相談、LINE相談、面談相談などを実施しているのですが、それでは足りないので、北海道として、広域自治体として、行政で実施する性的マイノリティー当事者あるいは性的マイノリティー当事者が身近にいる方の相談先などがあると、今、人権侵害を被っている性的マイノリティーの方への支援につながるのではないかと感じております。

もう一点ですが、ハラスメントの一つとしてSOGIハラというものが出てきました。これは、多様な性自認や性的指向に基づくハラスメントを防止しようということで、ハラスメント防止法にも明記されているハラスメントの種類の一つですけども、性的マイノリティーの人権侵害に関してもSOGIハラが横行しています。

特に企業においては、例えば、結婚していない社員に対して同性愛者なのではないかといういじりや疑りが入るといったことがあるので、既に明記されていたら申し訳ないのですが、SOGI ハラスメントの防止も記載されているとよいと感じました。

それから、一定程度、性的マイノリティーの当事者の人権侵害を防止し、人権をしっかりと尊重した北海道にするためにということで、パートナーシップ制度についてです。

現状、まだ北海道としてはパートナーシップ制度が制定されていません。たしか、ここ最近だと道内では40市町村ぐらいがパートナーシップ制度を導入されていますけれども、179という本当に多い市町村数を誇る広域自治体の中で、小さな町や村までパートナーシップ制度が市町村レベルで浸透するというのはすごく時間がかかることだと思っています。

北海道のどこに住んでいてもパートナーシップ制度を使いたいという当事者が使えるよう、ぜひ、人権施策推進基本方針の中にもパートナーシップ制度のことを盛り込んでいただけたらと思っています。

もしかすると、性的マイノリティー以外の重点施策の中にも盛り込むべきかと思うので

すが、今、SNSやリアルな場を問わず、ヘイトスピーチが横行していて、今回の参院選においても、何かのマイノリティー属性を持つ人のことを排除することで票を集めようとする発言もあったりしました。性的マイノリティーもヘイトスピーチの対象になることがとても多いですし、そのほかの属性を生きる方もヘイトスピーチの対象になることが多いと感じております。

ですから、ヘイトスピーチを許さないとか、ヘイトスピーチが起きたときに道としてどんな対策を取るのか、人権を守るという点においては、より強い姿勢を人権施策推進基本方針の中で明記していただけたらと思っています。

最後になりますけれども、最近、インターセクショナルリティーという視点が必要だと言われてきました。これは、例えば、性的マイノリティーというマイノリティー性を持つ人だけではなく、性的マイノリティーであり女性である、性的マイノリティーであり障がい者であるといったいろいろなマイノリティー属性がその人に重なり合っていくことによって、より社会の中で脆弱な層に置かれがちになったり周縁化された存在になるということが言われております。

これは分野横断的な部分になると思うのですけれども、ダブルマイノリティー、トリプルマイノリティーへの視点を持つということも人権施策推進基本方針の中で明記していただければ、社会の中で脆弱な層に置かれがちな当事者、住民の方が人権をしっかりと尊重され、ご自身らしく生きていくことができるのではないかと思います。

意見とさせていただきます。

○松久座長 ほかにございませんか。

○伊藤氏 今ご説明をいただきまして、非常に多くの分野が網羅的に取り上げられていると感じました。その一方で、見直しの視点の中で多いのは、教育、啓発をする、意識啓発をしていくなど、意識の醸成や普及啓発という方向での見直しの視点が書かれている項目が非常に多いように感じました。

もちろん、意識啓発や教育、啓発は非常に大事なことだと思いますけれども、ここで挙げられている個々の人権課題は、当事者にとっては今まさに直面している問題で、なるべく早期に解決をしたい問題であるだろうと思います。

そうしますと、今まさに困難な状況にある人権課題に直面している方にとって、より積極的に救済ができるような制度、仕組みをこの施策の中に盛り込んでいく必要があるのではないかと感じました。

○松久座長 ただ今、ご意見を頂戴しているところですが、ご意見に対して、事務局から何かございましたらおっしゃっていただければと存じます。

○事務局（家山課長） まず、中谷氏からの5点のご意見に関してです。

まず一つ目が当事者の方々への支援拡充をというお話に関連して、民間として相談窓口を開設して対応しているけれども、道としても身近な相談対応をされたらどうかということだったと思います。

そちらにつきましては、令和5年に制定されたLGBT理解増進法の中で、都道府県としてやるべきこととして相談窓口の設置が入っておりますので、これからも引き続きそのことについては検討していきたいと思っております。

それから、SOGIハラ防止も記載されているとよいということでしたので、そちらについては検討していきたいと思います。

パートナーシップ制度については、道としては、住民の方々の身近な行政機関である市町村で議論されたり検討されたりすることが望ましいのではないかと考えています。道としての取組としては、まずは理解促進が優先課題ではないかと考えて業務を進めているところです。

また、ヘイトスピーチについては、性的マイノリティーの方々も攻撃の対象になりかねないということで、より強い姿勢が必要ではないかというご意見だったのですが、どこまで書けるか、ご意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

インターセクショナルリティー、ダブル、トリプルマイノリティーの方々に対する施策も明記される必要があるのではないかとご意見でしたが、こちらについても、そういった視点で見ていただいて、ご意見をいただき、我々が考えていくという形を取っていききたいと思いますので、これについても考えさせていただきたいと思っています。

次に、伊藤氏からのお話ですが、直面している方にとっての制度の仕組みを基本方針の中に盛り込んでいく必要があるのではないかとご意見だったと理解しております。

人権侵犯事案については、北海道で言えば法務局で受け付けて対応していくのが現状の仕組みですが、そういったところと我々も連携をさせていただいて、やれることがどれくらいあるのかを考えていながら、この方針に反映していきたいと今の時点では考えております。

○事務局（高木局長） 補足させていただきます。

今日は、こちらから資料に基づいて説明させていただいた上でのご意見ということで伺っています。課長から個別にお答えもしましたが、いずれにしても、これからこの懇談会を何回か重ねていくうちに、骨子案や素案、実際の案など、各段階で皆様にその内容をお示ししながら、その段階でもこちらの考え方を示してご意見をいただくという流れで進めていきます。ですから、今はこうですとすぐにお答えできるような段階ではございませんが、貴重なご意見をありがとうございます。

これはあくまでも基本方針として、具体的な施策、取組は各部の計画の中にも分かれておりますので、この基本方針の中でどこまで書けるかという問題もあります。実際は、具体的なことがなくても、各部の計画の中ではもうちょっと踏み込んだ内容で施策をやっていくこともございます。そういったつくりになっておりますので、その辺はご理解をいただければと思います。

○松久座長 ほかにございませんか。

○齊川氏 今回の局長のお話で大体の立てつけが分かりました。

これから先、資料6－3にある見直しの視点等についてという考え方に沿って、恐らく、幹事会で素案を練り上げられ、フィードバックしていただけるものだと理解しました。

ざっと拝見する中ではこんな感じでやっていただければいいのかなと思ったところですが、例えば、先ほどのパートナーシップ制度のお話につきましては、前回の見直しのときにはまだ札幌市だけでしたが、ちゃんと入っておりまして、道内40か所ということは当然盛り込まれるものだと期待しております。

うちの記事を検索してみますと、道営住宅の同性カップル入居が8月からオーケーになるということです。これは、まさに道庁さんが当事者ということで、こういったお話もきっと具体的に入ってくるのではないかと期待しているところです。

それを踏まえて、2点ほど、私としてこうやっていただければいいなということがあります。

一つは、先ほど来、お話がありましたけれども、ヘイトスピーチ的な部分と併せて、インターネットによる人権侵害についてです。

最近、生成AIが物すごく進化して、画像、動画を含めましてフェイクが真贋定まらなくなっているような状況ですので、これは大変なのだという視点をどこかに盛り込んでいただきたいと思います。

もう一つは、これは相当議論があると思うのですがけれども、今回、外国人に対する経済的な優遇措置があるのではないかとということが参院選の中でも相当議論になりました。生活保護などで外国人が優遇されているのではないかとということですね。ただ、生活保護受給者そのものに対するバッシングも、今回、選挙戦の中ではそれほどクローズアップされませんでしたけれども、何年か前から、俺たちはこんなに苦しいのにあいつらは遊んで金をもらっているといった論調がそれこそネットの世界でじわっと広がっているのはご承知のことかと思います。

そういう意味でいいますと、経済弱者という視点もその他のどこかの項目に入れていただくわけにはいかないかと個人的には思っております。これはかなり議論を呼ぶと思いますので、そんな意見もあったということを踏まえてご議論をいただければということで申し述べました。

○松久座長 ありがとうございます。

いろいろと貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

この懇談会におけるご意見のなかには、内容によっては議会を通さなければならないなどの制約から盛り込みにくいものもあるかもしれません。しかし、ここでいろいろなご意見をお出しいただくことで、こういうご意見があるということは議事録を通して公にされますので、いろいろな視点から多様なご意見をいただくことは非常に大きな意味があると思います。引き続き、活発なご意見等いただければと存じます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久座長 次に、4のその他につきまして、事務局から何かございますか。

○事務局（中村係長） 皆さま、ありがとうございました。

次回の懇談会の開催についてのご連絡ですが、本日いただきました意見などを参考に、事務局におきまして改正骨子案を作成しまして、皆様にご確認、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

この後のスケジュールがタイトになって大変恐縮ですが、8月上旬までに書面にて開催させていただきたいと考えておりまして、後日、メールで資料をお送りいたしますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、本日の議事の内容につきましては、先ほど課長からも説明しましたとおり、当課ホームページで公表することになっておりますので、公表する内容について、議事録の確認をメールでお願いさせていただくことになります。ご協力をいただきますようお願いいたします。

○松久座長 ただいまの事務局からの説明につきまして何かご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○松久座長 以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（家山課長） 松久座長、皆様、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、そして、大変お暑い中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

以 上